

## 会員に関する規程

この規程は、公益財団法人岡田茂吉美術文化財団(以下、「この法人」という。)定款第 48 条に基づき、会員に関する事項を定める。

### 第 1 章 総則

(会員の種類)

**第 1 条** この法人の会員は、次の3種類とする。

- 1 MOA美術館友の会
- 2 MOA光輪花クラブ
- 3 MOA光輪花講習会

### 第 2 章 「MOA美術館友の会」(以下、「友の会」という。)

(目的)

**第 2 条** 友の会の会員は、創立者岡田茂吉の提唱する美術文化活動に賛同し、定款第 3 条に規定する目的を支援することを願いとす。

(会員)

**第 3 条** 友の会の年会費入金者を、「会員」と呼ぶ。

- 2 会員は、次の2種とし、それぞれ期間を明示したMOA美術館友の会会員証を発行する。
  - (1) 個人会員
  - (2) 法人会員(原則として、10 口以上の加入)
- 3「友の会」への入会は、随時受け付けるものとする。

(年会費及び特典)

**第 4 条** 会員の年会費、及び特典は、「別表」に定めるところによる。

(会費の使途)

**第 5 条** 友の会の会費は、原則として公益目的事業に活用する。但し、会費の 50%以内を法人会計に配賦することができる。

(退会)

**第 6 条** 退会しようとする会員は、原則として、会員証の返却をもって、任意に退会することができる。

- 2 会員に「友の会」の名誉を棄損する行為があったときは、業務執行理事会の決議により退会させることができる。
- 3 既に払込済の会費は、これを返還しない。

### 第3章 「MOA光輪花クラブ」(以下、「クラブ」という。)

(目的)

**第7条** このクラブは、この法人の創立者岡田茂吉の理念に基づき、花とふれあい、楽しみながら、生活をより美しく豊かに彩り、幸せに満ちた社会をつくることを目的とする。

(クラブの開催)

**第8条** クラブは、財団が認定したMOA美術文化インストラクター(以下「インストラクター」という。)が開催する。

2 開催の詳細については、別に規定する。

(会員)

**第9条** 所定の入会手続きを経て、登録した方をクラブの会員とする。

2 会員には、財団より、光輪花クラブ会員証を発行する。

3 会員の詳細については、別に規定する。

(入会諸費・会費および花材費)

**第10条** 会員は、次の入会諸費および会費を、財団へ納入するものとする。

(1)入会金 3,000円(月2回コース・月1回コース)

(2)教材費 3,000円

(3)月会費 2,000円(月2回コース・専修コース) 1,000円(月1回コース)

2 入会金および会費は、納入後は返還しない。

3 花材費については、クラブ毎に、実費精算とする。

4 会費等の納入については、別に規定する。

(資格)

**第11条** 所定のカリキュラムを受講した方は、段階に応じてこの法人の認可する資格を取得することができる。

2 資格取得の詳細は別に規定する。

(会費の使途)

**第12条** クラブの会費は、原則として公益目的事業に活用する。但し、会費の50%以内を法人会計に配賦することができる。

(退会・再入会)

**第13条** 会員は、次の場合に、クラブを退会となる。

(1) 所定の退会届をこの法人に提出した場合

(2) 会費を5ヶ月以上滞納した場合

(3) 会員として相応しくない言動があった場合

(4) 休会届より1年間を経過した場合

- 2 退会理由が本条第1項(3)を除く場合には、所定の手続きによってクラブに再入会できる。
- 3 カリキュラム未修了で退会月より5年未満の再入会の場合は、入会金を免除し、退会以前に履修したカリキュラムおよび会費納入状況の続きから受講を再開できる。
- 4 第11条に定める資格の取得者については、退会後の経過期間の長さにかかわらず、再入会時に入会金および取得資格段階までのカリキュラム再履修が免除される。

## 第4章「MOA光輪花講習会」

(定義)

第14条 第7条に定めるクラブの目的に準拠し単発の開催を前提としたクラブをMOA光輪花講習会(以下、「講習会」という)とする。

(講習会の開催)

第15条 講習会は、インストラクターならびに第11条に定める資格の最上級取得者が開催する。

- 2 開催の詳細については、別に規定する。

(会員)

第16条 講習会の参加者を講習会会員とする。

- 2 会員の詳細については、別に規定する。

(会費および花材費)

第17条 講習会会員は、所定の会費(原則として1000円)を財団へ納入するものとし、納入後は返還しない。

- 2 花材費については、講習会毎に、実費精算とする。
- 3 会費の納入については、別に規定する。

(会費の使途)

第18条 講習会の会費は、原則として公益目的事業に活用する。但し、会費の50%以内を法人会計に配賦することができる。

## 第5章 個人情報の取扱および保護

第19条 所定の手続きによって会員より得た個人情報について、この法人は「個人情報の保護に関する法律」に基づいてこれを保護し、運営事務以外の目的に利用しないものとする。

## 第6章 規程の変更

第20条 この規程を変更するときは、理事会の議決を経るものとする。

付 則

- 1 この規程は、公益財団法人岡田茂吉美術文化財団の移行の登記の日から施行する。
- 2 この変更した規程は、平成 26 年 6 月 12 日より施行する。

[別 表]

「友の会」会員の年会費と特典

年会費	1万円／1口(1口当たり4枚の無料入館券を贈呈する)
特 典	<ul style="list-style-type: none"><li>① 会員証を提示することにより</li><li>(1) MOA美術館、及び箱根美術館に、1名無料入館できる。</li><li>(2) 入館日の館内における買物や食事の際は、割引等の特典を受けられる。</li><li>② 美術館主催の行事に参加の際は、割引料金の適用が受けられる。</li><li>③ 休憩ならびにお友達との語らいの場として、メンバーズ・ルームを利用(予約制)できる。</li><li>④ 美術館情報誌等を配布する。</li><li>⑤ 同伴者の観覧料は、特別割引料金とする。</li></ul>

以 上